

第20回ごみゼロプラン推進委員会

日時：平成23年2月14日（月）13：30～15：30

場所：三重県合同ビル 4階 第3会議室

（開会挨拶）

- 略 -

（広瀬委員長）

それでは、第20回目の委員会を始めたいと思います。

（事務局）

委員長。今日と今後の進め方について、事務的なお話だけ先にさせていただいてよろしいでしょうか。

まず1点目ですが、本日は改定プランの最終報告案について説明させていただく予定です。それから、これに対してご出席の委員の皆様からご意見をいただき、今日すぐに反映できるものはこの場で修正案等を調整していきたいと考えております。

2点目でございます。資料は事前に送らせていただくことができませんでした。誠に申し訳ございません。それで、本日の委員会終了後もお持ち帰りいただいた資料等を見ていただきまして、何かご意見があれば今月の21日、月曜日までに、「ご意見がありましたら、21日までに返信をお願いします」という、このお手元のA4縦の用紙に書いていただいて、事務局までお出しいただくようお願いいたします。

それから、先ほど1点目で申し上げました、簡単なものについては今日この場で修正案と申し上げましたが、この場で修正案がご提示できないようなご意見につきましても、この21日までに送っていただいたご意見と併せて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ご欠席の委員につきましても、このような形をお願いすることを考えております。

それから3点目でございます。「ごみゼロフォーラム」につきましては、先ほど挨拶にもありましたように、委員様のご協力もいただきまして、ありがとうございました。会場からのアンケートとか、それからフォーラムの中でいただいたご意見とか、そういったものも今後プランに反映させていきたいと思っておりますが、本日の資料には間に合いませんでした。申し訳ございません。

最後、4点目ですが、いろいろなご意見を参考に最終的に取りまとめさせていただくことを考えておりますが、お忙しい中、委員の皆様にも再度お集まりいただくということは、

今年は何度も集まっていたいただいていることもあり恐縮ですので、いただいたご意見の取り扱いについては、できましたら委員長と事務局のほうで検討させていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

(広瀬委員長)

よろしいでしょうか。

特に今日、委員会で出て、十分にまとめきれない部分については、事務局と私のほうに一任いただけますでしょうか。

- 「異議なし」 -

(広瀬委員長)

では、今から議題に入らせていただきたいと思います。

今日は3件ありまして、今も話がありましたけれども、一番大きい議題は、今年度1年かけて検討してまいりました「ごみゼロ社会実現プラン」の「改定最終報告案」について、その中でパブリックコメントを参考にする作業があります。資料1がパブリックコメントの内容とそれについての回答です。資料1-2が改定の最終報告案についてまとめたものです。それから資料1-3がプランの体系というA3のカラー刷りのものになっております。そして、改定最終報告案が資料1-4ということになります。

議題の二つ目は、「平成22年度ごみゼロプラン推進モデル事業の進捗状況について」ということで、1枚もので両面印刷してある資料2があります。

それから三つ目の議題が、先ほどご報告いただいた「平成22年度ごみゼロフォーラムの開催結果について」、こちらが資料3ということです。

あとは参考資料で「ごみゼロ社会実現プラン」の進捗状況の第5回目の資料があります。

それでは、まず最初に資料1の「ごみゼロ社会実現プラン」改定最終報告案について、事務局から説明していただきます。

(事務局)

- 資料1説明 -

(広瀬委員長)

ちょっと内容が多いものですから、一度ここで区切って、委員の皆さんの意見をいただきたいと思います。いただいたパブリックコメントについて事務局のほうで対応案を作っていたいただきました。私も見せていただきましたが、こういう形でよろしいでしょうか。修正箇所があれば。

(金谷委員)

いくつかありますが、まず資料1の1枚目、「2(3)対応状況」「対応区分」の、「反映済み等の理由から参考意見として扱うもの」の「反映済み」という部分を「反映済み」と「検討済み」に分けるべきだと思います。つまり、こういう意見を仕分けする場合、「反映済み」というのは、「よく読めば書いてありますよ」ということだと思うんですね。「検討済み」というのは、「そのことは検討したけれども、こうなっていませんよ」ということであるわけです。その二つはまったく違うので、「検討済み」という部分を「反映済み等」の「等」の中に読み取れというのは、不親切だと思うんですね。ですから、ここはもう一つ欄を作って、反映済みと検討済みに分けたほうがいいのではないかとというのがまず1点です。

具体的に言うと、資料1別紙のA3の表では、No.7ですね。一つ上のNo.6については、「課題を述べるべき」という意見に対しては「課題を書いてありますよ」ということなので、「反映済み」でいいと思います。ところが、No.7の意見は、「家庭系ごみの削減目標が30%は低すぎるんじゃないか、高くすべきだ」というふうに言っているわけで、それを「反映済み」と言ってしまうのはよくないと思います。事実、そうではありませんから。これは「検討済み」だということだと思います。

ですから、これは「回答(案)」を変えるのではなくて、「対応(案)」のところで「検討済み」としておくとよいと思います。

同じようなことが別紙の2ページ目のNo.8にも言えます。これも内容からすると「検討済み」だと思います。

次のNo.9ですけれども、これは「対応(案)」が「その他」になっています。ここの「回答(案)」には書かれていませんが、今、口頭で説明していただいたように、資料1-4 p.55で「国への提言」ということを言っているわけですから、それをちゃんと書かれて、その上でこれは「検討済み」か「反映済み」にしたほうがよいのではないのでしょうか。なるべく「その他」は少なくしたほうがよいと思います。

それから、これはこの「ごみゼロ社会実現プラン(改訂中間案)に対するパブリックコメントの結果と対応(案)」というのは公表するんですよね。これはいつの段階で公表するのかによりますが、プラン改定版の最終的なものができてから、それと一緒に出せばいいんです。

つまり、何を言いたいかと言いますと、コメントを出した人が一番関心があるのは、最

最終的なものにどう反映されているかどうか、ということです。ですから、ここの「回答(案)」の中の「改訂中間案の何ページ云々」というのは、第一義的には最終的なもののページを書かないと分からないと思います。もし親切に書くのであれば、括弧書きでもいいですから、パブコメに出した中間案では何ページか、最終的なものでは何ページかというものがいいと思います。

あと、「結果と対応(案)」の全体的な構成ですが、最終的なものができた時に、「皆さんからいただいた意見に対してはこうでしたよ」ということを書くのであれば、過去形になると思います。「今度していきます」という文はいいんですけど、その書きぶりは統一したほうがいいかと思います。

あと、12については、これも口頭ではご説明いただきましたが、ごみゼロ推進室で決めたことは資料1-4「プラン改定最終報告(案)」p.63に書いてありますよね。口頭での説明はここでしか分からないので、出した人が分かるような形にして、やっぱり書いたほうがいいですよ。

次の3ページの13ですが、ここは意見として結構納得できたことなんです、まさにもっともだと思います。具体的に言うと、今出ているプラン最終案のp.99「基本取組5-2(2)」ですね。パブコメでは、「実証試験の実施」というのは、「実施」を「検討」などにすべきではないかというご意見です。ここはそのようにしたほうが良いのではないかと思います。その上で、(2)の文章を「上記(1)の調査と各取組事例の内容の精査に基づき～の検討を行います」というふうにしておいたほうが、論理的につながるのではないかと思います。つまり、(1)の「生ごみバイオガス化に向けた調査の実施」についても、理論的には調査を実施することになるかどうか分からないですね。こういう意見があるにもかかわらず、ここで「実施」というふうに言うのは、やはりどうなのかという気がします。ですからここは、こういうご意見もあったので、「検討」にしたほうがいいんじゃないかというのが、私の個人的見解です。

(広瀬委員長)

もう一度後で議論します。

文面としては、金谷委員のご意見では…。

(金谷委員)

p.99の(2)のところを、最後を「実施の検討」にしてはどうかと。そして、その(2)の内容のほうも、「上記(1)の調査及び下記の取り組み事例の詳細の検討とかに基づいて、

こういうことをやるかどうかも含めて検討する」としたほうがいいのではないかということです。

その次の 14 は、「対応(案)」のところが前と同じような趣旨で、有料化に反対という人に対して、それは「反映済み」ではまずいので、「検討済み」のほうが良いのではないかと思います。

その次の 15 も、意見としておっしゃっていることももっともだと思います。確かにこれは、今のプラン改定版の枠組みから言うと「生ごみの減量化」という項目がないのでご苦労されたと思いますが、目次を見ると、「第4章 3基本方向ごとの取組 5-1、5-2、5-3」の中に「生ごみ」という区分がありますので、ここで提案として「5-1生ごみの堆肥化・飼料化」のところに、「減量化」も付けるほうがまだ座りがいいのではないかという気がします。「もったいない」のところに入れてあるというのは、確かに遠いという気がしますし、新たな項目を作るというのは難しいでしょうから、5-1のところに入れてはどうかというのが提案です。以上です。

(広瀬委員長)

ありがとうございます。他にございませんか。

(高屋委員)

資料1別紙p.1の 6、これは資料1-4p.26のところですが、p.26の「7項新設」と書いてあるんですけど、p.26に7項はありませんが。

(事務局)

新設していません。

(高屋委員)

この「現状に対する評価」というのは…。

(広瀬委員長)

「7項新設」、ここですね。

(事務局)

p.26までのところで現状が載っているのので、それに対する評価とか課題をここへ入れるべきではないですかというご意見です。新たに7つ目として「現状に対する評価」という項目を取って。

(広瀬委員長)

その方がそう言ったという意見なんですね。でも、新しく項目を作ったというふうに思

えるから、書き方を工夫しないといけないということですね。その意見を出した人にも分らないので、そこの書き方を工夫してください。

他には。

(高屋委員)

それと、このパブリックコメントの回答というのは、ホームページか何かにそのまま出すんですか。

(事務局)

出します。

(高屋委員)

その時に、この 8 の一番最後に「詳細については、平成 22 年 8 月 20 日開催の」と書いてあるのは、委員会向けの説明ですか。

(事務局)

ホームページにこの会議の会議録を掲載していますので、それを見てくださいという意味です。

(高屋委員)

それともう一つ、自分が今、漂着漂流ごみに係わっている関係上、資料 1 別紙一番最後の不法投棄のところですけども、「道路や海岸線の美化活動への参加を広く呼びかけ」とありますが、ただ拾うというだけではなしに、発生抑制をするためとか、何を目的にするか、発生抑制ですよ。そういうことをきちんと書いていただかないと、みんな拾っている人は、ごみは拾えばそれでいいと思っている。自分が何のためにやっているかというのを全然分かっていないというところがあるので、そこのところを書いておいていただきたいと思います。

(広瀬委員長)

今のご意見は、市町のほうからですので、市町に返すということで、パブコメの回答には出ないですね。

今までのところで整理します。

まず金谷委員のご意見から、委員の皆さんに確認をいただきたいのですが、資料 1 の 1 枚目のところで、「反映済み」というふうに書くと、書かれているパブコメのコメントが全て最終案に反映されていると誤解されてしまうので、「反映済み」と「検討済み」に分けるべきだというご意見で、資料 1 別紙の意見 7、8、9、14 については「検討済み」とした

らどうかということで、よろしいでしょうか。

それから2点目は、最終案のほうで見ますと99ページのバイオマス・生ごみのところで、これは金谷委員から表現内容についての提案ですが、パブリックコメントの意見にもあったように、少し慎重な表現にしてはどうかということです。ここの「基本取組5-2」の内容が、(1)はバイオマス化の調査の実施ですね。(2)が実証実験の実施となっていますが、特に(2)の「実証試験の実施」ですか、ここ、実証試験がすでに実施になっているんですね。だから実施するとなると難しいので、これを「実証試験の検討」にしてはどうかと。

これについて、事務局、よろしいですか。

(事務局)

このプラン改定案や、こちらのパブリックコメント回答案のところにも書かせていただいておりますが、このごみゼロの取組を進めていく中で、取り組む際の事例、取組の指針として挙げさせていただいているということです。「基本取組5-2」の内容は、記載している事例等は若干変えておりますが、基本的には「生ごみバイオマス化発電等の実証試験の実施」という部分については平成16年当時と変わっておりません。

こちらは、金谷委員がおっしゃったように、当然費用的な問題や、その時のその地域での受け入れ態勢のことも含めて検討をしていくということです。他のところでも確かに「検討」で止まっているところも多々あるかとは思いますが、実証試験を実施というのも、一つの方向性として示しているということです。このプランの中では実際いろんな方向性を示す中で試験の実施をするというのも一つの形ということで整理をしているということもございます。

(広瀬委員長)

このあと、次のページのp.100に「(3) 生ごみバイオマス化発電等の導入」となっている時に、結局ここを「検討」にしても、ということですよ。

(事務局)

委員長がおっしゃったように、展開する時にはそういう並びとして整理がされているところですが、このプランのような書きものと言うか、この取組の指針の中では、「導入」や「実施」という形で書かせていただいたということでございます。

(金谷委員)

この(3)でも、本当にこの書き方でいいんですか。「いいんですか」という意味は二つあって、一つは実施主体の問題で、もう一つは本当にそんなことをやっていいのかという

ことなんですけどね。つまり、ここで書いている取組事例というのは、県がするという
ことではありませんよね。けれども、この文言というのは、主語が書いてなければ「県」が
やると受け取れます。

(事務局)

このプランはいろんな主体が取り組む可能性があるというのがこの部分なんです。

(金谷委員)

それだったら、「システムを導入する自治体、市町を県が支援します」というとかですね。
このままでは県がやると、県がバイオマス化発電等をやるというふうに読めますよ。

だから、前にも申し上げましたが、この生ごみバイオマス化発電で、例えば横須賀市な
どはもう止めてますよね。京都はもう始めてしまったので、多分最後は後始末に苦労する
のではないかと思います。正直、どうして三重県がこれにこだわっているのかと思いき
が。

(広瀬委員長)

多分この点は、見直しの前の段階で検討の時期に整理しておいたほうがよかったん
ですね。以前の経緯では、金谷先生のご意見で「慎重に」ということを入れましょ
うかということになって、実は我々もその後の(3)のところまで見ていませんでした。

議論するのは遅くありませんが、そこは後に回して、もうちょっとできるところから
行きたいと思います。

「水切り」のほうはいかがでしょうか。水切りというのは、水を切つてごみの量を減
らすということなので、パブリックコメントでは「もったいない」に入れるのはちょっ
とおかしいのではないですかと。確かにそのご意見はごもっともですね。「もった
いない」というのは、食べ残さないとか余分なものは買わないとか。事務局のほうも
苦労して、どこに入れようかということでここに入れたところ、パブコメでは「ちょ
っとおかしいんじゃないか」というご意見があつて、金谷委員も、確かにそういう
ふうに見えると。

だから直すとすれば、ごみの減量のところで、生ごみの堆肥のところ、p.93の「
基本取組5-1 生ごみの堆肥化・飼料化」、その後ろに減量化というのも少し変です
し。

あるいは、ここは再資源化ですよ。だからここを「飼料化等」にしておいて、水
切り運動をここに入れたらということですね。

事務局もここに入れることは考えたと思うんですが、後ろのほうに入れた趣旨も
あるのではないのでしょうか。つまり、ここはどうしても「堆肥化・飼料化」が
出てきた後の資源

化の話だから、やっぱりその意味では「水切り」はそぐわないのではないかと。

そうすると、もう一つの案としては、「水切り」だけ別途立てなさいということになるわけですね。三つあるわけですね。ここに入れるか、今のところのままにするか。

今入れているところのもう一度確認をお願いします。P.145 ですか。「ごみ行政への県民参画と協働の推進」というところで、「基本取組 8 - 5 もったいない普及啓発運動の展開」の中にあっただけですね。そして p.146 に「(2) 水切り運動の展開」というのがありますので、この水切りも広い意味での「もったいない」だと。

(金谷委員)

ここは基本取組と言うか、枠組みというのが先にあるので、それを崩したくないということは分かりますが、やっぱり前にプランを作った時から比べて、新しいものも増えていいと思います。これを見て行くと、今回の改定最終報告(案)では家庭系ごみの発生抑制の中に入れられれば座りはいいんですよ。ですが、例えば、「基本取組 2 - 2 事業系ごみの発生・排出抑制」や、「基本取組 4 - 2 容器包装の削減・簡素化の推進」という項目はありますが、家庭系ごみ発生抑制の項目はないので、今ここで無理に「もったいない」に入れ込むのではなくて、対応する項目を作って、その中に入れれば。これだってまた5年後ぐらいには見直すんですから、その時にはまたこの枠内に入っていないものがあるかも知れない。

(高屋委員)

この p.45 の「(5) 生ごみの再資源化」のところの「取組の課題」というのがありますので、生ごみの取組の一番の問題が水切りですから、その一番最後かどこかに取組の課題として入れてはどうですか。

(広瀬委員長)

ここですか、p.45 の「(5) 生ごみの再資源化」で「生ごみを取り巻く現状」、「取組の課題」というところに入れると。ここは、そうすると、これは目標達成のための具体的な取組の基本方向の中の5番目ですね。

いかがでしょうか。高屋委員の提案では、ここに入れれば収まりはいいんじゃないかと。

金谷委員、高屋委員のほうから、ここに入れてはどうかということですが、いかがでしょうか、事務局。その方向で検討していただけますか。

(事務局)

はい、わかりました。

(広瀬委員長)

では、そういうことで、今のご意見で。バイオマスのは後でまたもう一度議論します。

他の委員の方で何か気が付かれましたことはありませんか。パブリックコメントというのは県民の意見をできるだけ反映していきますということですから、最大限反映して、誤解のないように、あるいはできるだけそういうパブコメの趣旨を生かしたやり方をこれからもやっていきます。

(金谷委員)

一つだけ。資料 1 別紙の p.4 の 17 の回答案の下から 4 行目ですが、「昨年」という言い方はよくないので、これは「平成 22 年」と書いたほうが良いです。

(広瀬委員長)

それから、高屋委員の市町のところもよろしいですか。「ごみの排出抑制」のことも一言入れてください。

(事務局)

はい、そのようにします。

(広瀬委員長)

じゃあ、元に戻りまして、資料 1-4 のバイオマスのところ、p.99 です。もともとの案というのは、現行のプランの記述をここにそのまま載せているんですね。

(事務局)

はい、そうです。

(広瀬委員長)

ただ、この 5 年間の経過を見ていると、この時のバイオマスのエネルギー利用というのはかなり方向性として見えていたんだけど、実証試験なんかをやっていると、そこまで可能性はないかも知れない。取組の中に設ける時にもう少し慎重な表現のほうがいいんじゃないかというのが、金谷委員のご意見だったんですね。前に「慎重に」というのを入れて対応しようとしていたんですが、今日もう一度見直すと、後ろのほうに行くと「(3) 生ごみバイオガス化発電等の導入」と来ているから、同じ趣旨だったらここも「慎重に」ということになるわけですね。

これについて、確かに先の、この 5 年間、前のままでいいかどうかというのを考えた時に、いずれも(2)(3)のところを、見出しが、あるいは文中かに、「慎重に取り組む」と

いう、そういう文言を入れておいたほうがということです。取り組むのは市町ですから、こういう方法もあるけど、慎重に検討してくださいということです。

そういう方向でよろしいでしょうか。一度事務局のほうで案を作っていて、金谷委員のほうで見ていただければと思いますので、その上で決めるということよろしいですか。

(事務局)

はい、そうします。

(広瀬委員長)

(2) だけではどうも済みそうもない感じで。

(高屋委員)

金谷委員、この p.99 の先進事例のところは、今うまく循環されているんですか。古い写真ですけども。この京都市のタクマというのはいまうまく行っているんですか。

(事務局)

一度視察させていただきましたが、タクマの事例は、あれは民間の事業者なんですけど、うまく回っているということでおうかがいしました。ただ、あそこはバイオマスでバイオガスを発生させているんですが、そこに出てきた余分なガスとか液肥とか、そういったものは堆肥にしているんですが、それでも処理しきれない場合は、その施設で最終的に焼却できるということで、多段的にいろんなケースにも対応できるような形で総合的な施設整備をしています。そういう意味で経費的にはかかっているというお話はされていましたが、今のところ、順調に稼働はしているということです。

(金谷委員)

ですが、これは少しトーンを落としておかないと、県の立場は辛くなると思います。

(事務局)

県の廃棄物処理法に基づく法定計画で「廃棄物処理計画」というのがありますが、それは5年先の平成27年までの計画なんですけど、そちらでもバイオガス化というのは多面的な利用という活用方法もある中で、県としてはいろんな情報収集をさせていただいて、市町さんのほうへ情報提供させてもらって、そういった意味で取り組みますという形で書いております。

一方で、情報収集等に取り組むというふうな形で示している中で、プランと県の計画との整合の部分も考慮して、そのあたりの記載についていろいろと検討しているところでし

たので、今回についてはこのような形にさせていただきました。

そのあたりはまた金谷先生ともご相談させていただきたいと思います。

(稲葉委員)

市町としても、バイオガスについてはいろいろなケースを想定して考えるようにしていますが、志摩市の場合、民間事業者が回収して、それを自社の大型車を動かすために使用しております。市が乗り出してしまうと、こちらの営業を脅かすことになることも考えられますし、またその企業のほうに委託するという方法もありますし、ここ2、3年はそれも含めて作戦を練っている状況です。

(広瀬委員長)

ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

(岩崎委員)

ついでに、資料1別紙のパブリックコメント結果と対応のスタイルについてですが、内容はこれでいいんですけど、例えばp.3の14、この県民の方は有料制の導入に反対で、そして税金の二重取りになるのではないかと、二つのことを言ってみるんですよね。こういう場合、僕が市町のパブコメを見る時には、コメントに線を引いて二つに分けています。県民は1人の人だけど、二つのことを言っていて、その二つに対してそれぞれこう答えましたよと、回答のところも対応のところも分けて書く。

次の15もそうですよね。二つの意見を言っているというふうにできるだけ細分化して、それにしかもちゃんと対応しているよというふうに、顧客満足度がないといけないので。

p.4の、市町の方の3番目のご意見のところ、と番号を付けていますよね。このスタイルがいいと思います。

(広瀬委員長)

それでは、それもそういう形にしてください。ありがとうございます。

また見ていただいて、ご意見がありましたら、また事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。

いろいろな指摘をいただき、ありがとうございます。それでは、まだ残っておりまして、資料1-2、1-3は一緒に説明でよろしいですか。説明をお願いします。

(事務局)

- 資料1-2、1-3説明 -

(広瀬委員長)

ありがとうございます。資料 1 - 2 のほうは先ほど議論をしていただきました。資料 1 - 3 のほうもこれでよろしいでしょうか。こちらのほうも見ていただきまして…。

(金谷委員)

資料 1 - 2 の「4 プランを取り巻く諸課題(2)」なのですが、結論から言うと、この一般廃棄物と産業廃棄物の区分の項目というのは、残しておいたほうがいいんじゃないかなという意見です。いわゆる「あわせ産廃」の部分は結構大きいと思います。例えば事業系食品廃棄物とか産廃該当のものが、自治体によっては「あわせ産廃」に入っているものが結構あると思うんですよ。

また、例えば京都市なども「あわせ産廃」をなくそうとしています。あれをなくしたら、廃棄物の総量としては分からないんですが、一般廃棄物の量として無視できない。これからその排出量を目標に達成させるためには、「あわせ産廃」のところは、基本的に市町村ができればなくしていくというのは結構有効な策だろうと思います。

ですから、この項目は取ってしまわないで、表現を、プラスチックについては県内で整理されているということであれば、他の食品廃棄物とか、そういうものについても「あわせ産廃」の記述を残しておいたほうが市町にとって良いのではないかと思います。

(広瀬委員長)

金谷委員のご指摘は、このプラン改定中間(案) p.160 のところは、主文が 3 段落あるんですが、ほとんど廃プラスチックの話ですよ。ご意見としては、このままでいいから残せということでしょうか。

(金谷委員)

私の意識としては、特に食品リサイクルが進まない理由の大きな一つが、自治体に出すほうがペイが安いわけですよ。それは結局、事業ごみという部分もあるんですが、「あわせ産廃」として受けている部分があると。ですから、表現をプラスチックをメインにしたものから、例えば食品廃棄物とか、他の本来ならば産廃になるものが「あわせ産廃」という形で市町が受け入れているという例は多分個別にいろいろあると思うので、それについて「ダメ」だと言うのではなく、そういったことは課題としてあるんだということは入れておいたほうが良いのではないかと思います。

前回委員会の資料「改訂中間案」 p.162 の「参考：あわせ産廃について」の部分をメインに持って来て入れておいたほうが、市町にとっては良いのではないかと。

(広瀬委員長)

今のご意見は、要はコンビニなどから出てくる期限切れ食品などが事業系の一般廃棄物の食品廃棄物ですよね。それはそれ自身にも問題があって、市町で受け入れる場合に処理費が安いので、なかなかリサイクルが進まないというのもあるんだけど、金谷委員のご意見は、それとは別に、産業廃棄物である食品廃棄物も事業系の一般廃棄物として入っている可能性があるかと。

(金谷委員)

それがいわゆる事業系の食品廃棄物は事業系一般廃棄物と産業廃棄物の両方あるんです。その産業廃棄物に該当するものも、市町によっては「あわせ産廃」として明確化している場合もあるし、黙認する形で受け入れている場合もあるわけです。ですから、そこはこの目標達成の中では、多分無視できない要因だろうと思います。全国的な流れでは、特に大都市のほうがその「あわせ産廃」というのはなるべく認めていかないような方向になりつつあると思います。

ですから、そのところは項目としては残しておいたほうがいいのではないかなと。そう言う項目があれば、例えば市民の皆さんがその市の排出量をチェックしていく時に、そこはどうなっているんですかと市の担当の人に聞いていけるようなステップになりますよね。

(事務局)

実際、金谷委員のおっしゃる、いわゆる事業系ごみが一般廃棄物の中に入ってくるというようなところは以前からありますけれども、小規模の事業者さん等の場合は、発生する量も少ないとか、家庭から出てくるものとほとんど変わらないとか、そういったことを勘案しながら、市町が処理をされているという実態もあるとおうかがいしております。

ただ、おっしゃるとおり、事業系ごみの処理の実態が把握されていないというところが課題だと考えて、プラン改定最終報告(案)の中でもp.59のところに掲載しています。やはり市町の方におうかがいすると、家庭系のものは当然許可事業者や市の環境担当者が収集されるので分かりますが、事業系になると、許可事業者が広域的に収集されてきた中で、実際には自分のところの地域から出てきたごみなのかどうかというところが、はっきりと分からない場合もあると。市町でもそういった区域外からのごみが入らないように事前の検査とか、搬入時のチェックはされてはいるんですが、確かにおっしゃるとおり課題となっているところです。

今回提案させていただいたのは、あくまでもプラスチックということで、プラスチックについては、事業系から出ればもう産廃ということにははっきりしておりますので。ただ、実態として、例えば事業所から出てきた弁当の殻のようなものはどこまでかという部分は、市町によっても解釈がずれるところもありますが、そういったところは、こちらにも書かせていただいているように、市町さんの責任のもとで受け入れされていると、そういった趣旨でこの部分は削除させていただこうと思ったんですが。

今の先生のお話等も踏まえて、また検討させていただきます。

(広瀬委員長)

では、ここはもう一度検討していただくということで。

では、資料1-3についてはよろしいでしょうか。

では、また気が付かれたら、事務局のほうへお願いいたします。

それでは、議題1のほうを終わりにして、次に議題2でございます。平成22年度のモデル事業の進捗状況について、説明をお願いします。

(事務局)

- 資料2説明 -

(広瀬委員長)

ありがとうございます。この事業はまた事業が終了しましたら、評価も含めて報告をしていただきます。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、三つ目の議題で、前回行いました「22年度ごみゼロフォーラム」の開催結果について、説明をよろしくをお願いします。

(事務局)

- 資料3説明 -

(広瀬委員長)

どうもありがとうございました。

パネルディスカッションの時には、野呂委員、高屋委員、どうもありがとうございました。講談は非常におもしろかったんですが、コーラスで休憩ができましたので、そこでお帰りにならないか心配しました。みなさん最後までいていただきまして、盛況でした。どうもいろいろありがとうございました。

ということで、これで議事が全部終わりました。

他によろしいでしょうか。

それでは、これで委員会は終わりにさせていただきたいと思います。今年度、これで最後になります。これで委員の任期も2年で終わりです。委員の皆さん、本当にいろいろありがとうございました。おかげさまでプランの改定もできました。

(事務局)

委員長のほうから今、任期の話を出していただきましたが、現在3期目でして、2年×3で6年、最初からずっとやっていただいている委員の方もみえます。でも、ごみゼロプランに関しましては、委員さんの熱意でずっとこう盛り上げてきていただいているということもありまして、今後どういう形をお願いしていくのがいいのか、検討しているところで、今のところ方針等が出ておりませんので、また改めてお知らせさせていただきます。

委員長が言われましたように、今期については誠にありがとうございました。以上でございます。

(終)